
新 潟 市 新 亀 田 清 掃 セ ン タ ー
整 備 ・ 運 営 事 業 に 係 る
実 施 方 針 等 に 関 す る 質 問 に 対 す る 回 答

令 和 5 年 1 2 月 8 日

新 潟 市

1 実施方針に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章	1	(7)	①	ウ	事業者が実施する業務範囲	「建設事業者は、…、工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。」とありますが、対応の主体は貴市で行っていただけと考えてよろしいでしょうか。	必ずしも市が対応の主体となるとは限りません。住民対応等の内容や発生した事象に応じて、市と建設事業者が協力し、それぞれ適切に対応するものとします。
2	3	第1章	1	(8)	⑧		受入対象物の搬入	「市は、受入対象物を本施設に搬入し、必要に応じて搬入検査及び指導監視を行う。」とありますが、搬入検査の頻度をご教授下さい。	搬入検査は、現在、亀田清掃センター、新田清掃センターのいずれかで月に1度程度実施しています。今後について、実施の有無や頻度は決まっておりませんが、現在の搬入状況から、実施する場合も現在より頻度が多くなることは想定していません。
3	8	第2章	3	(1)	②		入札参加者の構成等	「それ以外の者は構成企業とならなければならない。」とありますが、「協力企業」との認識で宜しいでしょうか。	構成企業は、構成員又は協力企業を指します。
4	8	第2章	3	(1)	③		入札参加者の構成等	「運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。」とありますが、要求水準書(案)第3運營業務 3 運転管理業務 4 維持管理業務に記載の各業務を運営事業者から直接発注するケースもありますが、あくまでも3 運転管理業務、4 維持管理業務の主たる業務を統括的に管理する者は構成員とする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す「運転管理業務」及び「維持管理業務」のうち、主な業務を主体的に行う者は、構成員となる必要があります。
5	8	第2章	3	(1)	③		入札参加者の構成等	本施設の植栽工事とその後の植栽維持管理業務を担いたいと考えていますが、(2)の①～④のいずれにも該当しない企業は入札参加者の構成員になれないのでしょうか。運営事業者から直接「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、(1)③に記載のとおり構成員とならなければならないようですが、(2)に「本施設の維持管理を行う者の要件」が見当たりません。当社のような業態(造園業)の企業でも入札参加者の構成員になれるような要件設定を望みます。	要求水準書(案)に示す各業務の実施における役割を担う者であれば、(2)①～④のいずれにも該当しない企業も構成員となることは可能です。
6	8	第2章	3	(1)	④		入札参加者の構成等	「～構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。」とありますが、適切な役割が何を指すのか具体的にご教授下さい。	要求水準書(案)に示す各業務の実施における役割を指します。
7	8	第2章	3	(1)	⑤		入札参加者の構成等	「建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合は、代表企業が共同企業体の代表者となり、当該共同企業体が共同施工方式の場合、代表企業の出資比率が最大となるものとする。」とありますが、建設事業者を分担施工方式の共同企業体(プラント設備の設計・建設/建築物の設計/建築物の建設)として組成し、そのうち建築物の建設を行う者を共同施工方式の共同企業体で実施する場合、共同施工方式で実施する建築物の建設を行う者1社あたりの最低出資比率の指定はございますでしょうか。	建築物の建設を行う者が共同企業体(共同施工方式)を組成する場合は、新潟市共同企業体運用基準(平成25年4月1日改正)に準じて、構成員数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上、4社の場合は15%以上の最小出資比率としてください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目名	質問の内容	回答
8	9	第2章	3	(2)	①		本施設の建築物の設計を行う者の要件	「市の競争入札参加資格者名簿の建築関係コンサルタントの登載者であること。」とありますが、建築関係コンサルタントの登載者であればよく、種目（一級建築設計、その他建築一般や意匠など）は問わない理解でよろしいでしょうか。入札参加資格審査申請の申請期間内に追加申請ができるよう質問をあげさせていただきます。	種目は一級建築設計としてください。 なお、本業務を複数の者で行う場合、少なくとも1者は上記の種目で入札参加資格申請を行う必要がありますが、その他の者については問いません。
9	9	第2章	3	(2)	②③		各業務を行う者の要件	②建築物の建設を行う者の要件、③プラント設備の設計・建設を行う者の要件にて、監理技術者資格者証を有する者の配置とございますが、②と③の要件を別々の会社が満たす場合、本事業の建設工事請負契約は清掃施設工事での発注となることから、③の資格保有者は「監理技術者」として配置、②の資格保有者は「主任技術者」としての配置になると理解してよろしいでしょうか。	共同企業体の施工方式や下請契約の額によって配置すべき技術者は異なるため、②の資格保有者は「主任技術者」とは限りません。 建設業法を遵守し、「現場代理人及び技術者等の適正配置について」（新潟市 令和5年4月1日適用）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等を参照のうえ、必要な技術者を適切に配置してください。
10	9	第2章	3	(2)	②	イ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、土木工事、建築工事とフェーズによって交代することは可能と理解して宜しいでしょうか。	「現場代理人及び技術者等の適正配置について」（新潟市 令和5年4月1日適用）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等の考え方にに基づき、監理技術者等の交代の条件について市が合意した場合には認めます。
11	10	第2章	3	(2)	②	オ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「過去15年間（平成21年5月以降）に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」とありますが、過去15年間（平成21年5月以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設と読み替えてよろしいでしょうか。	本要件については、「過去15年間（平成21年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」の実績とします。
12	10	第2章	3	(2)	②	オ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	下請としての実績の場合、「一次下請けとしての実績とする」とありますが、甲型共同企業体としての実績でも問題ないとの認識でよろしいでしょうか。 その場合、実績の証明に必要な書類としては、当共同企業体が一次下請けとして発注を受けたことを証明する書類（注文書等）及び当共同企業体の共同企業体協定書の提出を以って充足するとの認識でよろしいでしょうか。	一次下請けが甲型共同企業体の場合、元請が建築物の建設を行っておらず、本事業において第2章3(2)②の要件を満たす者が、当該共同企業体のうち出資比率20%以上の者について実績とします。なお、実績の証明に必要な書類は、お見込みのとおりですが、出資比率が分かる資料としてください。
13	9	第2章	3	(2)	②	オ	本施設の建築物の建設を行う者の要件	「分担施工方式では、当該共同企業体を構成する者において、建築物に係る建設工事を行う者のうち最大の施工能力を有する者としての実績に限る。」とありますが、「最大の施工能力を有する者」の「最大の施工能力」の指標が不明確なため具体的な指標をお示し頂くか、本項目の削除のご検討をお願い致します。	最大の施工能力を有する者は、分担工事額が最大の者を指します。 なお、分担施工方式の共同企業体内で、建築物の建設を行う共同施工方式の共同企業体を設けた場合は、出資比率20%以上を要件とします。 ただし、上記のいずれにおいても、建築物の一部のみの建設工事の場合は実績として認めません。
14	9	第2章	3	(2)	③	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の監理技術者常駐は、プラント工事施工時及びプラント本工事着手時（準備工事を含む）からで宜しいでしょうか。また、現場代理人常駐も同様の期間として宜しいでしょうか。	監理技術者及び現場代理人の配置については、「現場代理人及び技術者等の適正配置について」（新潟市 令和5年4月1日適用）及び監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等を参照のうえ、必要な技術者を適切に配置してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目名	質問の内容	回答
15	9	第2章	3	(2)	③	イ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間で交代は認められると理解して宜しいでしょうか。なお、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。	No. 10の回答を参照してください。
16	10	第2章	3	(2)	③	オ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	設計・建設工事の元請実績要件として「100t/日・炉以上（複数炉）の実績」とありますが、1炉あたり100t/日以上の焼却能力をもつストーカ炉を2炉以上設置した焼却施設の稼働実績との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	10	第2章	3	(2)	④	イ	本施設の運営を行う者の要件	「過去15年間（平成21年5月以降）に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」とありますが、過去15年間（平成21年5月以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設と読み替えてよろしいでしょうか。	本要件については、「過去15年間（平成21年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設」の実績とします。
18	10	第2章	3	(2)	④	ウ	本施設の運営を行う者の要件	実施方針では、現場総括責任者の必要な経験として、「地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設における現場総括責任者としての経験を有する技術者」との記載ですが、要求水準書(案)p139 第3 2 (1) (イ)では、「一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の経験を有する者」となっております。現場総括責任者の必要な経験として正しいものはどちらであるかご教示ください。	要求水準書(案)を正とします。
19	12	第2章	4	(1)			委員会の設置	「入札提案書類の評価にあたって委員会を設置する」とありますが、委員名は公表されますでしょうか。	委員名は入札公告時に示します。
20	12	第2章	4	(1)			委員会の設置	委員会の設置に関して、委員会を構成するメンバーは入札公告で公表されると理解して宜しいでしょうか。	No. 19の回答を参照してください。
21	22	別紙2					本事業の事業スキーム(例)	売電収入は、市に帰属とありますが、当初計画量より発電量が増加した際、事業者インセンティブはございますでしょうか。たとえば、以下のような考え方をご検討いただけないでしょうか。 インセンティブ＝(実績売電量(kWh/年)－提案売電量(kWh/年))×売電単価(円/kWh)×50%	売電に係るインセンティブの有無及び考え方は入札公告時に示します。
22	22	別紙2					本事業の事業スキーム(例)	図において、[建築物 設計企業]については、【建設事業者】の枠から下に矢印が伸びていますが、[建築物 設計企業]においても、実施方針第2章 3 (2) ①に記載の「本施設の建築物の設計を行う者の要件」を満たすことを前提に、貴市と建設事業者として建設工事請負契約を締結できると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 別紙2に示すスキームは一例になります。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目名	質問の内容	回答
23	23	別紙3	共通				リスク分担保 共通	共通に該当するリスクの種類は不可抗力リスクまでと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	23	別紙3	共通				リスク分担保 近隣対応	要求水準に則って実施される設計・建設工事、運営維持管理業務に関わる住民反対運動、訴訟についてのリスク負担者は市様であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が実施する業務に関するリスク負担者は事業者となります。ただし、住民反対運動、訴訟に関するリスク分担は、発生した事象や対応状況等を踏まえて協議のうえで判断します。
25	23	別紙3	共通				リスク分担保 近隣対応	「上記以外のもの」とありますが、事業者の事由による場合に限ると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
26	23	別紙3	共通				リスク分担保 近隣対応	近隣対応リスクに関し、事業者のリスク負担として「上記以外のもの」とありますが、事業者が負担するリスクとしては、事業者の提案内容及び事業者が実施する業務に関する周辺住民等の反対運動等であり、それ以外は貴市所掌と理解して宜しいでしょうか。	リスク分担は、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
27	23	別紙3	共通				リスク分担保 第三者賠償	リスク負担者が事業者となっておりますが、貴市もしくは第三者に明らかに責があるものについては、除外するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	23	別紙3	共通				リスク分担保 第三者賠償	第三者賠償リスクが事業者負担となっておりますが、事業者が実施する業務に起因して発生する事故等に限られると理解して宜しいでしょうか。	リスク分担は、発生した事象や対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
29	23	別紙3	共通				リスク分担保 許認可遅延	貴市が実施する許認可手続（要求水準書（案）第21（1）（か））が遅延した場合、リスク負担者は貴市と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、事業者が市の求めに応じて作成・提出する必要書類が遅延した場合のリスク負担者は事業者となります。
30	23	別紙3	共通				リスク分担保 許認可遅延	許認可遅延リスクが事業者が実施する許認可取得の遅延に関するものだけに限られると理解して宜しいでしょうか。（所轄官庁を含めた事業者事由ではない許認可遅延リスクは貴市と理解して宜しいでしょうか。）	基本的にはお見込みのとおりですが、所管官庁の帰責事由による許認可手続遅延については、対応状況等を踏まえ、協議のうえで判断します。
31	23	別紙3	共通				リスク分担保 事故の発生	リスク負担者が事業者となっておりますが、貴市もしくは第三者に明らかに責があるものについては、除外するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	23	別紙3	共通				リスク分担保 事故の発生	共通／事故の発生リスクに関し、「設計・建設、運営において発生する事故リスクは事業者が負担」とありますが、原因が事業者以外に起因する事故リスク（一例として、可燃ごみ中の異物混入に起因した火災等による施設の損傷）については貴市所掌と理解して宜しいでしょうか。	リスク分担は、発生した事象や対応状況等を踏まえて協議のうえで判断します。
33	23	別紙3	共通				リスク分担保 不可抗力	不可抗力リスクには新型コロナウイルス等の感染症や疫病も含まれる理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症及びその他の疾病等の流行は不可抗力リスクには含まれません。 ただし、国等から通知、指導等が発出された場合は、その内容に基づき対応します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目名	質問の内容	回答
34	23	別紙3	共通				リスク分担表 不可抗力	「不可抗力リスク」には新型コロナウイルス等の疫病や疾病の流行による不可抗力状況が生じた場合も含まれると理解して宜しいでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。
35	23	別紙3	共通				リスク分担表 不可抗力	不可抗力リスクについて、注記3で「一定程度までは事業者が負担」とありますが、昨今、自然災害が頻発化・激甚化する中で、かつ不可抗力発生時の事業者の100分の1負担ルールに関する国の指針変更検討等から鑑み、本リスクについては貴市所掌とさせて頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
36	23	別紙3	共通				リスク分担表 不可抗力	「不可抗力リスク」には、ロシア・ウクライナ情勢等の世界情勢の影響による事象が生じた場合も含まれると理解して宜しいでしょうか。	不可抗力リスクに該当するかは、発生した事象やその影響度合いに応じ、協議のうえ判断します。
37	24	別紙3	建設				リスク分担表 工事費増大	「上記以外の要因による」とありますが、事業者の事由による場合に限ると理解してよろしいでしょうか。	物価変動や不可抗力等を除き、市の指示、提示条件の不備、変更以外の工事費増大リスクの負担者は、基本的には事業者となります。ただし、増大理由等を踏まえ、協議を行います。
38	24	別紙3	建設				リスク分担表 工事遅延	「上記以外の要因による」とありますが、事業者の事由による場合に限ると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力等を除き、市の指示、提示条件の不備、変更以外の工事遅延リスクの負担者は、基本的には事業者となります。ただし、遅延理由等を踏まえ、協議を行います。
39	24	別紙3	運営	注4)			リスク分担表 ごみ質変動	著しい変動とは計画ごみ質が範囲内でも変動が大きい場合や長期間の偏りが発生する場合は協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議を行います。
40	24	別紙3	運営	注5)			リスク分担表 ごみ質変動	著しい変動とは計画ごみ量が範囲内でも変動が大きい場合は協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議を行います。
41	24	別紙3	運営				リスク分担表 売電収入変動	機器トラブル等の事業者側の責による対応は事業者側の負担と理解しておりますが、それに伴う売電収入の変動という間接損害については、事業者側の負担ではないものと理解しております。詳細については、契約書(案)にてお示しいただけるものと理解しております。	ご意見として承ります。

2 要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1	1	(4)		参考図書 の取り扱い	(参考)と記載のものは一例であり、当然必要と思われるものは事業者の責任において実施、とありますが、同じように提案内容などにより不要と判断されるものは事業者の責任において設置しないものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書を満足することを前提に、提案内容に応じて判断します。
2	2	第1	2	表 1-1	No. 2	受入対象物	定義の中で、「市の車両」とありますが、これは同表No. 24の「市直営車両」と同義なのか、あるいは「市直営車両」以外に他の「市の車両」による受入対象物の搬入があるとのことなのか、ご教示願います。	「市の車両」は「市直営車両」と同義です。
3	5	第1	3	(1)	ク	敷地の範囲	現亀田清掃センター敷地内にて現状確認を実施してもよろしいでしょうか。	個別に対応しますので、市にご相談ください。
4	5	第1	3	(2)	イ	敷地の範囲と 建設用地	計画通知等申請上の敷地面積、境界について決定したことがあればご教授下さい。	今回公表した添付資料に示すとおりです。
5	6	第1	3	(2)	カ	電気	「東北電力ネットワーク株式会社に対して系統連系申込を実施している。」とありますが、系統連系申込にあたって発電機出力や逆潮流量の指定等の条件があるものと推察します。民間事業者側の提案によって、事業者決定後に系統連系申込との齟齬が生じないように、入札公告時点での要求水準書内で発電機出力や逆潮流量に関する指定があるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に入札説明書等に示します。
6	6, 7	第1	3	(2)	カ	排水	下水排水について 「排水の系統は、プラント排水・本施設生活排水・田舟の里排水の3系統とし、特定汚水樹への接続、公設樹2個設置及び下水道本管への接続は、建設事業者の所掌とする。」とあります。 (1)「添付資料8 インフラ取合い点」に示されている「下水道」取合い点は、3系統すべてを下水道本管へ接続する点でしょうか。 (2) 特定汚水樹の位置・形状をご提示願います。 (3) 公設樹2個の設置位置・仕様をご提示願います。 (4) 工事範囲の東側道路の「下水道」取合い点までの間について、地下埋設物の情報をご提示願います。	(1) お見込みのとおりです。 (2) 本事業の設計に合わせて、下水道に関する設計が開始されるため、現時点で提示できるものではありません。 (3) 詳細は未定ですが、取合い点において、2m程度までの深さで接続が可能です。 (4) 添付資料9の配水管以外にこちらで把握しているものではありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
7	6, 7	第1	3	(2)	カ	排水	<p>雨水排水について 「放流は、敷地北側に放流管を設置し、山崎排水路へ放流する。」とあります。 「添付資料10 雨水排水資料」の1. ③に、「田舟の里の放流管（φ300mm）を流用することは可能であるがC-BOX/500mm×500mm を新設することを想定している。」とあります。 （1）田舟の里の放流管（φ300mm）の位置情報をご提示ください。 （2）排水路の新設を想定している道路の埋設物情報をご提示ください。</p>	<p>(1)、(2) 追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。</p>
8	7	第1	3	(2)	カ	排水	<p>「敷地内（市所有の敷地の範囲）からの時間最大排水量は、0.005m³/s以下とする。」と記載されていますが、田舟の里の排水も含めての規制量でしょうか。田舟の里の排水も含む場合は、時間最大排水量をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>田舟の里も含む規制量です。入札公告時に、施設からの排水量（上限値）について示します。</p>
9	7	第1	3	(2)	カ	燃料	<p>都市ガス管が耐震認定品ではないため、都市ガスは消防用（防災用）電源の燃料としては使用できないと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>非常用発電機は消防法上の自家発電設備の基準を満たすため、デュアルフューエルの仕様とし、都市ガスの他に補助燃料の常時確保を求めています。</p>
10	9	第2	1	(1)	ウ	変電所	<p>「引込鉄塔は、別途工事にて建設用地外の南西部に新規で設置する予定である。」と記載がありますが、添付資料19 配置平面図（標準案）には建設用地内に配置されるように見受けられます。以下の2点について、ご教示いただけないでしょうか。 ①引込鉄塔は建設用地外に設置するとの理解でよろしいでしょうか。 ②引込鉄塔の工事は本工事に影響のない範囲で完了するものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①詳細は電力会社との協議により決定しますが、引込鉄塔は建設用地外に設置するものをご理解ください。 ②表2-1 事業スケジュール（案）に示す受電開始日までは、引込鉄塔の工事は完了するものをご理解ください。</p>

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
11	10	第2	1	(1)	ウ	脱水汚泥等	市内中間処理施設等で発生する可燃残渣の搬入量、搬入タイミングをご教示願います。	搬入量については、追加添付資料として希望者に配付します。希望方法は、市ホームページをご確認ください。 搬入タイミングについては、基本的に施設の受付時間内に搬入されるため、時間は不定期となりますが、参考として、現施設に搬入されているタイミングを下記に示します。 1. し尿処理施設 (1) 舞平清掃センター脱水汚泥等(深あおりダンプ) ・脱水汚泥：月曜日～金曜日 午前3回 第3土曜日 午前2回 ・脱水し渣：月曜日～金曜日 午後1回 (2) 新津浄化センターし尿受入れ施設 ・除砂：年2回程度(強力吸引車) ・し渣：週3回 午後1回(平ボディ車) 2. 中継施設 ・可燃：月曜日～金曜日 午前・午後各1回 ・可燃粗大：月曜日～金曜日 午前2回・午後1回
12	10	第2	1	(1)	エ	許認可申請に係る経費	別に定める場合とは、要求水準書案11頁の「f 官公署への申請」に記載がある貴市が行う申請(a)～(j)のことで、これらの申請費は貴市負担との理解で宜しいでしょうか。	許認可申請書類の作成に係る経費は、原則として事業者の負担とします。
13	11	第2	1	(1)	エ	予期しない地中障害物	「なお、建設用地において、予期しない地中障害物が確認された場合は、～」とありますが、協議の結果、対策工事が必要となった場合はその費用は貴市のご負担と理解して宜しいでしょうか。	提示した資料から推察できず予期しない地中障害物等の対策費用は、合理的な範囲で市が負担します。
14	11	第2	1	(1)	エ	土壌汚染対策	「土壌汚染対策法関係の申請、届出は貴市が行う旨」が記載されておりますが、一方、P.121(オ) aでは「形質変更時要届出区域として指定されているため、必要な届出を行うこと」と記載されています。事業者は必要な資料作成に協力し、申請・届出は貴市にて実施いただけるものと理解して宜しいでしょうか。 また、追加調査等が必要な場合も貴市にて実施いただけると考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染対策法関係の申請、届出はお見込みのとおりです。 追加調査等が必要な場合について、調査は事業者にて実施し、それに係る申請、届出は市で実施します。
15	11	第2	1	(1)	エ	建物内備品等の調達	市が調達する備品、什器及び物品を具体的にご教示ください。	市が調達する建物内の備品、什器及び物品は運営事業者との協議により決定します。原則として、全て運営事業者の所掌にて調達してください。必要な備品、什器及び物品は表2-24を参考としてください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
16	12	第2	1	(2)	イ	計画処理量	表2-1に年間の計画処理量をご提示頂いていますが、施設の操業計画、繁忙期の対応計画等を立案するために、処理対象物の種類ごとの一日あたりの搬入量について、過去3年間分程度の実績値をご教示いただきますようお願い致します。	追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。
17	12	第2	1	(2)	イ	計画処理量	令和13年度以降の将来予測をご教授下さい。	現在、令和13年度以降の将来予測値を算出していません。予測値として提示するかも含め、計画処理量の設定は、入札公告時に示します。
18	14	第2	1	(2)	カ	ごみ搬入・搬出日及び時間	搬入、搬出ともに12月31日の時間が設定されていますが、これは日曜日であっても搬入、搬出があるため個別設定されているということでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	15	第2	1	(2)	キ	脱水汚泥等	脱水汚泥等の性状（分析結果や含水率）、搬入量、搬入タイミング（例 1回/月、第一水曜日午後など）、想定される荷下ろし方法をご教示願います。	脱水汚泥等の性状及び搬入量については、追加添付資料として希望者に配付します。希望方法は、市ホームページをご確認ください。搬入タイミングについては、No.11の回答をご確認ください。
20	15	第2	1	(2)	キ	除砂	除砂の性状（分析結果や含水率）、搬入量、搬入時の形態、搬入タイミング（例 1回/月、第一水曜日午後など）、想定される荷下ろし方法をご教示願います。	除砂の性状は分析していませんが、水槽の清掃時に発生するものであるため、汚泥や砂を含み、また、吸引車で引き抜いたものであるため、水分を多く含みます。搬入量については、追加添付資料として希望者に配付します。希望方法は、市ホームページをご確認ください。搬入タイミングについては、No.11の回答をご確認ください。
21	15	第2	1	(2)	キ	ごみの搬入・搬出形態	表2-4に現施設搬入台数の実績をご提示頂いています。注釈に記載の通り、新施設では許可業者および施設間運搬車両からの不燃ごみは受け入れない計画となっているため、「粗大・不燃ごみ」の合計台数でなく「粗大ごみ」単独の搬入台数をご教示いただけないでしょうか。	現施設において、計量の搬入種別は、そのままごみピットに投入する「可燃」か、「粗大・不燃」の2種類しかなく、「粗大・不燃」には、可燃粗大、不燃粗大、不燃などが含まれ、粗大単独の搬入台数は把握しておりません。
22	15	第2	1	(2)	キ	ごみの搬入・搬出形態	受入ヤード配置計画のために、施設間運搬車両（搬出）の車両諸元（全長、全幅、脱着時の最大高さ、最小回転半径等）をご教示いただけないでしょうか。	メーカーや型式、年式により異なるため、提示した条件で計画してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
23	15	第2	1	(2)	キ	搬入車両台数	添付資料16-②において、繁忙期の直接搬入車両の計量データをご提示頂きました。以下2通りの計量データをご提供いただけないでしょうか。 ・現亀田清掃センターにおける委託車両、許可業者及び施設間運搬車両について、可燃・粗大・不燃の種別のわかるデータ ・豊栄環境センターにおける直接搬入車両とそれ以外の車両の種別のわかるデータ	追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。
24	16	第2	1	(2)	ク	最大となる搬出車両	「災害廃棄物 総重量22t脱着コンテナ」とありますが、当車両が投入扉からごみ投入を行うことを前提にプラットホームや投入扉を設計するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、全てのごみ投入扉が最大となる搬入車両に対応する必要はありません。
25	16	第2	1	(2)	ケ	年間稼働日数	年間稼働日数は1炉280日以上とありますが、3炉ともそれぞれ年間280日以上稼働させる運転計画とすることが必須条件との理解で宜しいでしょうか。	年間稼働日数として1炉280日以上能力を求めるものであり、3炉それぞれが280日以上稼働する運転計画とする必要はありません。ごみ処理量、補修計画に応じた適切な運転計画としてください。
26	18	第2	1	(2)	ス	排水に関する基準	本基準は、プラント排水を下水放流する際の基準であって、生活排水は除くものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	21	第2	1	(3)	ア	工場立地法	工場立地法で規定される緑化率の算定は、現施設敷地を含む敷地全体で算出するものと考えられます。本施設の工事範囲で必要な緑化率を確認するため、現施設敷地内の緑化面積及び環境施設の面積をご提示いただけないでしょうか。	新潟市公共施設緑化ガイドラインに基づき、現施設解体後の跡地を含めて、緑化率を25%以上とする必要があります。田舟の里を含む本施設の工事範囲では、緑化率を15%以上としてください。
28	24	第2	1	(4)	オ	許認可	許認可協議の結果はコストにも影響があるため、事前に諸官庁（消防等）との協議を行うことは可能と理解して宜しいでしょうか。	許認可に係る協議は、契約締結後に実施してください。
29	24	第2	1	(4)	ク	寒冷地対策	「ごみ計量棟周辺には積雪対策としてロードヒーティングを行う」とありますが、周辺とはどの程度の範囲を想定しているかご教示いただき、入札公告時の要求水準書にてご指定をお願いします。	混雑時の搬入管理業務においても支障のない範囲として、計画してください。
30	25	第2	1	(4)	ク	寒冷地対策	「ごみ計量棟周辺には積雪対策としてロードヒーティングを行う。」とありますが、本施設出入口周辺等と同様に、ごみ計量棟周辺の積雪対策も提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
31	27	第2	1	(4)	チ	試運転	「建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施する。」と記載があり、試運転の期間は原則180日程度とありますが、試運転期間の180日程度には機器の単体機器調整等も含み、受電以降との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	27	第2	1	(4)	チ	試運転	「試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則180日程度とする。」とありますが、試運転の期間とは、受電後の単体機器調整、空運転も含めて180日程度との理解でよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご確認ください。
33	27	第2	1	(4)	チ	試運転	受入対象のごみ収集車両に「市の車両」とありますが、「市直営車両」と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 2の回答をご確認ください。
34	30	第2	1	(6)	ウ	仮設工事	「仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設ける。」と記載がありますが、貴市の利用を優先することを前提として、会議室は工事側が設置する会議室との兼用でもよろしいでしょうか。	市の利用を優先することを前提として、提案を可とします。
35	32	第2	1	(7)		表2-17 引渡性能試験等の方法	予備性能試験(3日以上)及び引渡性能試験(3日以上)において炉毎に測定を実施する項目において、2回/箇所/日以上と記載がありますが、仮に2か所とした場合、測定回数は2回×2箇所×3日×3炉=36回となるとの理解で宜しいでしょうか。もしくは、各炉毎に1日ずつ測定するものとして、12回でしょうか。	各炉ごと、日ごとに指定の回数以上の測定を行います。
36	32	第2	1	(7)		表2-17 引渡性能試験等の方法	熱しやく減量の試料採取場所について、「主灰を搬出する装置の出口付近」とありますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」p.222に示される通り、熱しやく減量の測定は水和物の影響を強く受けるため、これを考慮して乾灰での採取で宜しいでしょうか。	乾灰及び湿灰の両方で採取してください。具体的な試料採取位置は協議により決定します。
37	33	第2	1	(7)		表2-17	廃棄物由来の水銀量は事業者側では把握できないため、ろ過式集じん機の入口排ガスにおける水銀濃度をご教授下さい。	水銀は定常的に発生する物質ではないため、排ガスにおける想定値はありません。保証条件を満足する設備及び運転としてください。
38	39	第2	2	(1)	ア	ア 本施設の配置動線(4)	入口は、貴市職員は建設用地東側の道路より進入するとありますが、「添付資料19 配置平面図(標準案)」では⑤職員車両は北側の道路から進入しています。貴市職員車両は北側道路から進入することも提案可能と考えて宜しいでしょうか。	添付資料19中の⑤職員車両は工場棟の運転員を想定した表現です。市職員は建設用地東側の道路より進入する計画としてください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
39	39	第2	2	(1)	ア	本施設の配置・動線	「煙突は～、極力南西側に配置する。」とありますが、煙突は工場棟の中心から南西側に配置すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	39	第2	2	(1)	ア	本施設の配置・動線	「煙突は工場棟と一体型を基本とし、極力南西側に配置する。なお、南側には通信会社の鉄塔があるため、障害が生じないよう配慮する。通信会社の鉄塔に関する資料を「添付資料 20 通信会社の鉄塔に関する資料」に示す。」と記載がありますが、添付資料20によると煙突予定位置が「出来れば避けるべき範囲」に入っているように見受けられます。煙突の配置は添付資料20を参考に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	極力南西側に配置することとしていますが、必ずしも南西端への設置を求めるものではないため、添付資料20を参考として計画してください。
41	40	第2	2	(1)	イ	計量手続き、荷下ろし作業	退出側計量機では混雑時に直接搬入車両を共用できるシステムとするとの記載がございますが、これは混雑時に退出側計量機で、搬入時の計量も行える様にするかと理解して宜しいでしょうか。（退出計量機で搬入・退出の2回とも計量を実施と理解して宜しいでしょうか）	通常時は退出側の計量機として、ごみ収集車両及び中継車の計量機、直接搬入車両の計量機を分けますが、直接搬入車両の混雑時には、退出側2基の計量機どちらも利用できるようにすると理解してください。なお、利便性向上のための追加提案を妨げるものではありません。
42	40	第2	2	(1)	イ	計量手続き	「全ての搬入車両は、入場・退場の2回計量とし、～」とありますが、薬品等のユーティリティ搬入車両は、計量時間外での搬入もあることから対象外と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。薬品等のユーティリティ搬入車両に関する本施設での計量の有無は事業者提案とします。
43	40	第2	2	(1)	イ	計量手続き、荷下ろし作業	搬入側計量機の対応について 現在直接ごみを持ち込まれる搬入者の受付時に記入いただいております廃棄物処理依頼書ですが本事業においても運用されるものと理解して宜しいでしょうか。なお、混雑緩和を目的に事前受付方式を採用するなど検討される計画はありますでしょうか。	依頼書については、将来の運用（廃止や様式の変更等）を検討し、変更が見込まれる場合は、入札公告時に方向性を示す予定です。 また、事前受付方式については、現時点で導入する考えはありません。
44	41	第2	2	(3)	イ	建築構造設計基準及び同解説	建築構造設計基準に準拠する場合、建築物の高さが45m超となる場合、時刻歴応答解析と大臣認定の取得が必要になりますが、建屋一体型の煙突は建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建築物高さに算入されないものとしてよろしいでしょうか。もし、煙突が建物高さに算入される場合、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さを建築物高さとして計画してよろしいでしょうか。	受注者の提案を基に諸官庁との協議により決定します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
45	41	第2	2	(3)	イ	プラント耐震性	「なお、大型機器の支持架構であるボイラ架構及び蒸気復水器架台等は、保有水平耐力計算を行い、建屋建築構造と比較する。」とありますが、“建屋建築構造と比較する”とは、“建屋と同程度の耐震性を有していることを確認する”と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	41	第2	2	(3)	イ	煙突の構造計算	「煙突の構造計算は、～及び煙突構造設計施工指針を参考とし法令に準拠した設計を行う。」とありますが、煙突構造設計施工指針を煙突構造設計指針に読み替えてよろしいでしょうか。 (煙突構造設計施工指針は1982年日本建築センターから発行、煙突構造設計指針は2007年日本建築学会から発行)	お見込みのとおりです。
47	41	第2	2	(3)	イ	煙突の構造計算	「煙突は想定される地震動を標準波に追加して構造計算を行う。」とありますが、高さ60mを超える煙突などで、大臣認定を取得する場合を除き、一般的には地震応答解析は行いません。本表記は高さ60mを超える場合の記載であると考えて、適用されないと解釈してよろしいでしょうか。	煙突高さにかかわらず、地震応答解析を行ってください。
48	41	第2	2	(3)	イ	地震対策	耐震性の検討が入力地震動を用いて時刻歴応答解析を行う前提になっているようですが、今回の煙突は建屋一体でかつ59m以下であるため、時刻歴応答解析による検討は不要と理解して宜しいでしょうか。	No. 47の回答をご確認ください。
49	42	第2	2	(3)	ウ	用役の確保	「生活用水は、補給が途絶えてから使用量の5日分以上を確保できる貯留槽等の容量とする。」とありますが、使用量としては非常時の焼却作業、運転人員の必要生活用水量の考えで宜しいでしょうか。	非常時の運営事業者の作業員、市職員が必要とする生活用水量を確保してください。
50	43	第2	3	(1)	イ	機器、配管等	「水中ポンプについては予備機を設ける。」とありますが、倉庫予備の提案も可能と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
51	47	第2	3	(2)	ウ		エアカーテンは対向横吹き式ではなく、吹きおろし式を採用してもよろしいでしょうか。	エアカーテンの方式は提案を可とします。
52	50	第2	3	(2)	キ	投入面高さ	「投入面はプラットホームと同じ高さとする。」とありますが、車止めや蹴止めを考慮し、300mm～400mm程度の段差を付けることは認めて頂けますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
53	51	第2	3	(2)	ク	ごみピット	「投入扉下面の水平線以下」とは、プラットホームレベルと同意であり、シュート下では無いと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
54	52	第2	3	(2)	ケ	稼働率	稼働率33%以下とご指定がありますが、これは投入時の稼働率が33%との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	53	第2	3	(2)	コ	処理対象物	年間枝木搬入量は「添付資料14 直接搬入ごみ量の内訳（参考）」の粗大（主に可燃）の発生量に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、枝木のみでの計量を行っていないため、搬入量は不明です。
56	53	第2	3	(2)	コ	可燃性粗大ごみ破砕機	（ウ）aの可燃性粗大ごみと枝木の搬入割合（各搬入量）をご教授下さい。	No. 55の回答をご確認ください。
57	53	第2	3	(2)	コ	能力	「添付資料14 直接搬入ごみ量の内訳（参考）」において、粗大（主に可燃）の想定発生重量は2,072 t/年とあります。更に災害廃棄物の処理を想定すると、可燃性粗大ごみ破砕機の標準仕様【5】 t/5hでは破砕しきれないとお見受けしますが、年間想定稼働日数および稼働時間をご教示願います。	添付資料14を参考にして、可燃性粗大ごみ破砕機的能力及び稼働時間を計画してください。なお、災害時等、可燃性粗大ごみ搬入量が増加した場合には、できる限りごみの受入、処理を行ってください。
58	54	第2	3	(2)	サ	脱臭装置	換気回数は、運転時におけるごみピットからの給気量を踏まえ、事業者提案とさせて頂きませんかでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
59	55	第2	3	(3)	ア	ごみ投入ホップシュート	「炉停止時に外気を遮断できる開閉蓋を設置する。」とありますが、本蓋はホップゲートと兼用しても宜しいでしょうか。	炉停止時に外気を遮断できる開閉蓋の設置は不要とします。
60	55	第2	3	(3)	イ	小動物専用投入装置	小動物専用投入装置に関して、市様がどのような搬入および投入方法を想定されているかがわかる資料をご提供いただけないでしょうか。	要求水準書を満足することを前提に、ご提案ください。
61	55	第2	3	(3)	イ	小動物専用投入装置	「施設見学者から見えない位置から投入する。」とありますが、ITVに映るのも不可と考えて宜しいでしょうか。また、夜間等、見学者のいない時間に投入を行うのは可と理解して宜しいでしょうか。	ITV装置に映ることは構いませんが、見学者のいない時間に投入を行ってください。
62	59	第2	3	(3)	オ	助燃装置	助燃バーナおよび再燃バーナについて「c 燃料 都市ガス」とありますが、炉立ち上げを行う際に災害等で都市ガスが供給されないという状況は想定不要、または、都市ガスが供給されないほどの大規模災害時には炉立ち上げ不要、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	59	第2	3	(3)	オ	助燃バーナ	「バーナのみで850℃以上に昇温できるものとする。」とありますが、再燃バーナと合わせて850℃以上となる機器容量とする理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	59	第2	3	(3)	オ	再燃バーナ	「バーナのみで850℃以上に昇温できるものとする」とありますが、助燃バーナと合わせて850℃以上となる機器容量とする理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
65	61	第2	3	(4)	イ	スートブロワ	「スートブロワ（必要に応じて設置）」の形式について【電動型蒸気噴射式】と記載がありますが、実績がある事を前提に圧力波式や衝撃波式などの提案も可能と理解して宜しいでしょうか。また、可能である場合、「(ウ)主要項目」については形式に合わせて事業者にて修正してもよろしいでしょうか。	他の形式での提案を可とします。主要項目等の具体的な仕様は入札公告時に示します。
66	65	第2	3	(4)	コ	蒸気復水器	各季節における外気温の代表温度をご教授下さい。	現施設の測定データを、追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。 本添付資料を参考に、事業者にて適切に設計してください。なお、今後の地球温暖化等に伴う気温上昇の可能性は考慮してください。
67	66	第2	3	(4)	シ	特記事項	純水装置の薬剤貯留容量は7日分以上とありますが、本薬剤貯留槽の上流に貯留槽がある場合は、上流の貯留槽に7日分以上の容量を見込むことで要求を満足するとしてよろしいでしょうか。	薬剤の貯留容量として7日分以上確保できることを条件に、提案を可とします。
68	67	第2	3	(5)	ア	集じん装置	本体材質、耐硫酸露点腐食鋼とありますが、LCCを考慮して事業者提案として宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
69	67	第2	3	(5)	イ	有害ガス除去装置	「c HCl濃度 入口」「d SOx濃度 入口」とありますが、これらの値を適切に設定するため、現亀田清掃センターの既設工場のろ過式集じん器入口HCl濃度やSOx濃度をご提示いただけませんか。これらの提示が困難な場合は、消石灰使用量や消石灰の銘柄等をご提示いただけませんか。	現施設で、HCl及びSoxのろ過式集じん器前での測定は行っておりません。 消石灰の使用量、銘柄は下記となります。 ○使用量（年間購入量） ・H30：110,040kg ・R1：95,940kg ・R2：104,970kg ・R3：119,310kg ・R4：101,180kg ○発注時の仕様 ・品名：高反応消石灰 ・参考銘柄 ・タマカルク ・カルブリードSⅡ ・ヒシカール ・メソックス ・マイティーライム ・A・ロック

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
70	68	第2	3	(5)	イ	付属品	集じん装置（作業環境用）とありますが、これは薬剤を受け入れる際に貯留装置の内部空気が外部に漏れださないように排気・集じんするための装置と理解してよろしいでしょうか。また、その他の機器に同様の記載がある場合は同じとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。また、ダイオキシン類除去装置に記載の集じん装置も同様とお考え下さい。
71	72	第2	3	(6)	エ	余熱利用施設 熱供給設備	「供給熱量」について事業者が提案できる【 】書きにて記載されていますが、積算および入札提案書類の作成にあたり公平を期すため、入札に参加する全ての事業者が共通して見込むべき一定の値としての記載をお願いします。	供給媒体、供給熱量、供給温度の項目は、市が指定する仕様とし、入札公告時に示します。
72	72	第2	3	(6)	エ	供給熱量	「添付資料22 田舟の里の消費電力量（参考）」より、田舟の里の営業時間は9:00～17:00と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、入浴可能な時間は、10:00～16:30となります。
73	72	第2	3	(6)	エ	余熱利用施設 熱供給設備	「供給温度 125℃」とありますが、戻り温度は115℃として計画してよろしいでしょうか。積算および入札提案書類の作成にあたり公平を期すため、入札に参加する全ての事業者が共通して採用すべき、戻り温度をご提示願います。	採用すべき戻り温度について、入札公告時に市が指定する形で示します。
74	74	第2	3	(7)	キ	材質	SUS316Lまたは同等品以上とありますが、一方で集じん装置は耐硫酸露点腐食鋼、触媒脱硝装置は提案となっています。煙道の材質についても事業者の実績から提案とさせてもらえないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
75	75	第2	3	(7)	ク	外筒材質	外筒の材質は建築仕様によるとされていますが、建築仕様に関し記述が見当たりません。ご確認をお願いします。	外筒材質の建築仕様は提案してください。なお、材質は対候性や寒冷地であることに配慮してください。
76	75	第2	3	(7)	ク	煙突	「～外筒内に階段（らせん階段は不可）を煙突頂上まで設け、～」とありますが、防水の観点から、頂上直近はサル梯子としても宜しいでしょうか。	提案を可としますが、安全に頂上までアクセスできるようにしてください。
77	75	第2	3	(7)	ク	階段	「外筒内に階段（らせん階段は不可）」とありますが、階段の形式は、らせん階段以外であれば、折り返し階段等を提案可能と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
78	76	第2	3	(8)	ア	灰冷却装置	電動機の記載がありますが、事業者提案により油圧駆動式を採用して宜しいでしょうか。その場合、油圧源は焼却炉駆用の油圧装置から供給します。	安定稼働が可能なことを条件に、提案を可とします。なお、形式、電動機ともに仕様の提案を求めている機器は多くありますが、電動機の記載があるからといって油圧駆動式等他の形式の提案を妨げるものではありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
79	76	第2	3	(8)	ア	特記事項	「主灰の採取が乾灰状態で安全に行える」とありますが、この採取とは主灰分析用のサンプリングを意図しているのでしょうか。また、採取場所は灰冷却装置本体ではなく入口灰シュートでもよろしいでしょうか。	採取位置指定の意図はお見込みのとおりです。採取場所は安全に配慮することを条件に、提案を可とします。
80	77	第2	3	(8)	ウ	特記事項	複数系列で交互運転とありますので、灰搬出装置は各炉系で複数系列という意図でしょうか。もしくは共通系で設置するという意図でしょうか。	各炉ごとに複数系列を設ける必要はありません。共通系として、複数系列、交互運転を意図しています。
81	81	第2	3	(9)	ア	給水設備	「設計・施工は、「給水装置工事施工指針2023」（新潟市水道局に基づいて行う）」とありますが、上水は、生活用、プラント用によらず、一旦、全量を受水槽で受け入れる必要はありますか。生活用とプラント用は用途別に分岐して受水しても宜しいでしょうか。参考として既存亀田清掃センターの受水方式をご教示願います。	全量を1つの受水槽で受け入れる必要はありません。現施設では、生活用水とプラント用水は別の受水槽です。
82	81	第2	3	(9)	ア	給水設備	給水方式は高置水槽式を標準とするとありますが、給水設備として要求された容量、機能を確保することを前提に高置水槽の要否については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	非常時でも対応できることを前提に、提案を可とします。
83	81	第2	3	(9)	ア	共通事項	生活用水の貯留槽を経由してプラント用水へ給水する等により、水の出入りが絶えず行われることを前提として、塩素注入装置及びモニタリングを非設置としてよろしいでしょうか。	1日に2回（最低1回）水が入れ替われば、塩素注入装置及びモニタリングの必要はありませんが、断水時に5日分以上の生活用水が安全に使用できる設備としてください。
84	82	第2	3	(9)	ウ	数量	内1基が交互運転とありますが、消火栓ポンプや放水銃ポンプなど常時運転しないポンプについても2台以上必要というお考えでしょうか。	常時運転しないポンプは1基での提案を可とします。
85	89	第2	4	(1)	ア	電気設備	「田舟の里の消費電力量を「添付資料22 田舟の里の消費電力量（参考）」に示す」とありますが、積算および入札提案書類の作成にあたり公平を期すため、入札に参加する全ての事業者が共通して見込むべき、田舟の里の消費電力量をご提示願います。	ご意見として承ります。
86	89	第2	4	(1)	ア	7 共通事項 (コ)	将来的に現施設解体後の跡地利用施設を想定した、予備配電設備（予備ブレーカー、管路等）のブレーカー容量は何Aを見込めば宜しいでしょうか。また、管路とは、どこまで見込めば宜しいでしょうか。	予備配電設備の容量について、跡地利用が未定のためお示しできませんが、亀田清掃センター附属休憩所の運動公園と同程度の設備を想定してください。管路は西側の工事範囲との境界付近かつ、跡地整備時に掘削及び接続工事で本施設の運営に支障がない位置としてください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
87	89	第2	4	(1)	ア	電気設備	将来的に現施設解体後の跡地利用施設を想定した、予備配電設備(予備ブレーカー、管路等)のブレーカー容量は何Aを見込めば宜しいでしょうか。 また、「管路等」とは、どこまでを見込めば宜しいでしょうか。	No. 86の回答をご確認ください。
88	91	第2	4	(1)	ウ	特別高圧変圧器	「タップ切替 負荷時タップ切替付」とのことですが、本事業と同種の施設の運用実績も踏まえ、無負荷時タップ切替付を提案しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
89	92	第2	4	(1)	エ	高圧配電盤	「(a)プラント動力盤、(c)プラント共通動力盤、(e)非常用プラント動力盤」とありますが、(a)プラント動力盤、(c)プラント共通動力盤、(e)非常用プラント動力盤は、それぞれの負荷電力容量に応じて統合する提案をしても宜しいでしょうか。	特記事項に記載のとおり、提案を可とします。
90	92	第2	4	(1)	エ	盤構成	「将来施設電源分岐盤」の供給先として想定される施設・容量についてご提示ください。	No. 86の回答をご確認ください。
91	92	第2	4	(1)	エ	高圧配電盤	「田舟の里電源分岐盤及び将来施設電源分岐盤には、電力量計(認定品)を設置する。」とありますが、精密級の電力量計を設置する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	93	第2	4	(1)	エ	変圧器盤	「(a)プラント動力用変圧器、(b)プラント共通動力用変圧器、(e)非常用プラント動力変圧器」とありますが、(a)プラント動力用変圧器、(b)プラント共通動力用変圧器、(e)非常用プラント動力変圧器は、それぞれの負荷電力容量に応じて統合する提案をしても宜しいでしょうか。	特記事項に記載のとおり、提案を可とします。
93	94	第2	4	(1)	オ	低圧配電設備	「非常用切替器(常用-発電)」は、非常用発電機が高圧の場合、不要と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
94	95	第2	4	(1)	カ	現場操作盤	現場操作盤ですが、本事業と同種の施設でも多数納入実績のある、アルミダイカスト製を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
95	97	第2	4	(1)	キ	非常用発電機原動機	非常用発電機の形式をガスタービンとしてされていますが、ガスエンジンの選択も可能として頂けないでしょうか。	要求水準書を満足することを前提に、形式の提案を可とします。
96	97	第2	4	(1)	キ	非常用電源設備	原動機の型式に【ガスタービン式】とありますが、都市ガス利用など要求事項を満足することを前提に型式については事業者にて選定しても宜しいでしょうか。	No. 95の回答をご確認ください。
97	98	第2	4	(1)	キ	無停電電源装置 直流電源設備	(イ)無停電電源装置と(ウ)直流電源設備について、蓄電池・充電器を共有する一体型の提案をしても宜しいでしょうか。	提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
98	99	第2	4	(1)	ク	盤の構造	「前面枠及び扉 鋼板製 t=3.2mm(ただし、面積が 0.9 m ² 以下の場合は 2.3mm とする。)」とありますが、納入実績・運用実績上支障がない場合、2.3mmもしくは3.2mmとさせて頂きませんかでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
99	100	第2	4	(1)	シ	電力監視設備	「本設備は、ごみ処理プロセスの監視端末とは独立して、常時、電力監視等が可能な専用端末を設ける。」とありますが、プロセスの稼動状況に応じて必要な表示を選択可能とするため、電力監視盤はオペレータ端末と同様とし、オペレータ端末と兼用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
100	103	第2	4	(2)	ウ	N 計量棟	「カメラ設置場所リスト(参考)」にて計量棟カメラの内訳として「一般持込退出時 荷台用」とありますが、想定されている映像の使用目的をご教示いただけないでしょうか。	搬入管理の目的です。
101	104	第2	4	(2)	ウ	ITV装置	表2-21 モニタ設置場所リスト(工場棟)(参考) 中央制御室「10台以上 25インチワイド以上」とありますが、面積が4倍の50インチワイドを3台とする提案としても宜しいでしょうか。	モニタの視認性が問題ないことを条件に、提案を可とします。
102	104	第2	4	(2)	ウ	ITV装置	表2-22 モニタ設置場所リスト(管理棟等)(参考) 計量事務室「7台以上20インチワイド以上」とありますが、面積が4倍以上の43インチワイドを2台とする提案としても宜しいでしょうか。	モニタの視認性が問題ないことを条件に、提案を可とします。
103	107	第2	5	(1)	ア	(イ)工事に係る環境保全対策 e	「工事関係車両により既存道路等の破損が生じた場合は、補修を行う。」とありますが、既存道路の劣化もあり、工事関係車両以外による破損も想定されます。補修を行うのは、破損の原因が工事関係車両によるものと明らかな場合と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	107	第2	5	(1)	ア	既存道路補修	「工事関係車両により既存道路等の破損が生じた場合は、補修を行う。」とありますが、大型車両が走行することが困難な橋梁や舗装構成の道路の場所をご教授下さい。	車両の走行ルートは使用を想定する車両に応じて、事業者にて計画してください。
105	107	第2	5	(1)	ア	地質調査	追加の地質調査の結果、基本計画時に想定していた地質と異なった場合、地質によって変動する工事は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	添付資料6において示している地質調査結果を踏まえてご提案ください。
106	108	第2	5	(1)	ア	地中障害	「地中障害が確認された場合で、市と協議の上、撤去となった場合には、その撤去費用は市の負担とし、工期については協議を行う。」とありますが、この地中障害は解体工事で明記されている数量以外の項目を指すと理解して宜しいでしょうか。	提示した資料より推察できない地中障害を指します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
107	108	第2	5	(2)	ア	全体計画	「見学者通路も準居室扱い。」とありますが、見学者通路も居室とみなして二方向避難を確保するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	109	第2	5	(2)	ア	b 階段	(7)b 階段(a)～(d)の仕様は見学者動線として常時使用する階段の仕様の中で、見学者が避難時にしか使わない階段の場合は、本仕様に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	112	第2	5	(2)	ウ	見学者ホール	見学者ホールの概要欄で(間仕切りを設置)とありますが、移動間仕切壁が必要ということでしょうか。必要である場合、見学者ホールを何分割するのか、指定があればご教示下さい。	移動間仕切壁により2分割できる仕様としてください。
110	112	第2	5	(2)	ウ	見学者ホール	「補助的な避難所として活用」との記載があります。本施設は避難所や避難場所として指定はせず、補助的に活用する計画と理解して良いでしょうか。また、避難者の想定人数をご教示下さい。	避難所の種類はお見込みのとおりですが、今後、周辺避難所の状況によっては、指定避難所となる可能性があります。避難スペースについては、見学者ホールや会議室、見学者通路の一部を転用することを想定し、150人程度の収容を見込んでいます。
111	112	第2	5	(2)	ウ	防災用備蓄倉庫	「防災用備蓄倉庫：50m2以上」とあります。備品の数量・項目検討のため、避難人数、避難期間、本施設の位置づけ(指定緊急避難場所、一時避難場所等)を想定されていたらご教示いただきますようお願いいたします。	要求水準書(案)に示されている「防災用備蓄倉庫」は、市の備蓄を保管する倉庫です。備蓄内容については、関連部署と協議のうえ、入札公告時に示せるか検討します。なお、位置づけについてはNo. 110の回答をご確認ください。
112	112	第2	5	(2)	ウ	防災用備蓄倉庫	避難者や見学者用の防災備蓄品の要求は無いでしょうか。	必要があれば、入札公告時に示します。
113	112	第2	5	(2)	ウ	更衣室、シャワールーム、トイレ	男女別の諸室(更衣室、シャワールーム、トイレ)について、それぞれの想定職員数及び同時利用人数をご教授下さい。	○更衣室、トイレ 男女比については未定のため、同程度を見込んでください。同時利用人数も未定ですが、多数の市職員が同時に使用することは想定していません。 ○シャワールーム 男女それぞれ1基としてください。
114	113	第2	5	(2)	エ	構造計画	「～支持地盤の状況を勘案して短杭とならないように注意し、～」とございますが、構造計算により安全性が確認された場合には短杭も許容されると理解して宜しいでしょうか。	構造計算により十分な安全性が確保されることを条件に、提案を可とします。なお、基本設計時に杭長の検討資料を提出してください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
115	115	第2	5	(2)	キ	建築仕上げ表 (工場棟) (参考)	No.1プラットフォーム及びNo.5ごみピットに「水密コンクリート」の記載がありますが、P.46及びP.50では「水密性」と記載されております。本表の「水密コンクリート」は「水密性コンクリート」と読み替えて宜しいでしょうか。	本要求水準書中の「水密性コンクリート」は「水密コンクリート」と読み替えてください。
116	116	第2	5	(2)	キ	建築仕上げ表 (管理棟) (参考)	「表2-26 建築仕上げ表(管理棟)(参考)7 書庫、倉庫」のその他項目にラックとありますが、具体的に固定式や移動式、書架や物品棚など、要求がございましたら、ご教示ください。	詳細は受注者との協議により決定します。
117	119	第2	5	(2)	ケ	変電所の概要	「将来の増設スペースも確保する」とありますが、入札公告時においてどの規模の増設を想定されているのかご教示願います。	本施設の更新も踏まえた想定ですが、必要性を改めて検討し、入札公告時に示します。
118	120 121	第2	5	(3)	ア	ヒ素の対策	「～排水する場合には、薬剤処理により水質汚濁防止法における一律排水基準以下とすること。」とありますが、ヒ素排出のモニタリングは同種実績よりリアルタイム監視でなく、濁水プラントでの定期的な監視で検討して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	121	第2	5	(3)	ア	圧密沈下	基本計画時に圧密沈下を考慮した計画を実施しているかと思いますが、圧密沈下量、周辺施設の引込沈下対策等の資料がありましたらご提示の程宜しくお願い致します。	添付資料6において示している地質調査結果を踏まえてご提案ください。
120	121	第2	5	(3)	ア	土木工事	「本工事では、必要な舗装等の撤去を行う。」とありますが、添付資料23によると仮設道路は亀田清掃センターの運用に必要なものと推察します。事業者の判断で撤去範囲、及び撤去時期を定めて宜しいでしょうか。	本工事期間中は仮設道路を使用しません。工事着手前にフェンスやガードレール、案内板等は撤去した状態となりますが、それ以外は本工事で撤去しません。 なお、本工事期間中に仮設道路を仮設用地として使用することは差し支えないため、事業者にて撤去の時期及び範囲を計画してください。
121	121	第2	5	(3)	ア	土木工事	「雨水は山崎排水路への放流」とありますが、添付資料8では、接続位置の詳細が不明です。田舟の里の雨水排水系統と同等という理解で宜しいでしょうか。また、田舟の里の雨水排水系統の図面をご提示ください。	雨水の放流については、要求水準書P7 カ(ウ)排水に「放流は、敷地北側に放流管を設置し、山崎排水路へ放流する。」と記載しているとおり、田舟の里の現在の雨水排水放流先(敷地東側)ではなく、敷地北側に新規に放流管を設置してください。 図面については、追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
122	121	第2	5	(3)	ア	土木工事	「雨水は山崎排水路への放流」「流量調整のための調整池等」とありますが、山崎排水路の形状・設置レベル等の仕様をご提示いただくことは可能でしょうか。また、調整池の容量・形状・配置は事業者の判断で決めて宜しいでしょうか。	山崎排水路の仕様は、追加添付資料として希望者に配布します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。調整池については、添付資料10を参考として事業者にて検討してください。
123	121	第2	5	(3)	ア	擁壁の種類	提案する擁壁の種類とは、コンクリートやブロックだけでなく盛土による法面、盛土補強による擁壁でも構わないと理解して宜しいでしょうか。	擁壁の工事内容は、補修も含め検討し、入札公告時に示します。
124	121	第2	5	(3)	ア	土壌汚染対策法に係る事項	「形質変更時要届出区域として指定されている」の区域範囲を確認できる図をご提示願います。	添付資料7に示す砒素の溶出が確認された範囲です。
125	121	第2	5	(3)	ア	土壌調査	「田舟の里建築物周辺は、土壌調査を行っていないため、本工事において必要な土壌調査を行う。対策が必要となる場合の費用は、市と協議する。」とありますが、工期についても協議いただくと考えてよろしいでしょうか。	協議は行います。なお、未調査範囲を調査した結果、土壌汚染が確認された場合でも、調査済み範囲での工事を止める必要はありません。
126	123	第2	5	(3)	イ	外構工事	「田舟の里の雨水排水は、別系統で山崎排水路に放流している。」とありますが、田舟の里も含めた許容排水量0.062m ³ /sec（添付資料10）を確認するため、田舟の里の放流点と流入量をご提示ください。	No.121の回答をご確認ください。なお、ご質問に「0.062m ³ /sec（添付資料10）を確認する」とありますが、現状はこれを上回る排水となっており、新施設整備時に0.062m ³ /secとすることですので注意してください。
127	124	第2	5	(4)	ア	空気調和設備工事	空調の熱源は中央方式と個別方式の併用とございますが、省エネルギーの観点から検討の結果、個別式のみも提案可と理解して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
128	124	第2	5	(4)	イ	換気設備工事	換気バランスにおいて、「工場棟は負圧」とありますが、臭気漏洩防止、省エネの観点から、室の用途に合わせて換気方式は適正に計画するとして宜しいでしょうか。	原則として、工場棟は負圧とし、施設全体のエアバランスを考慮した防臭対策としてください。
129	125	第2	5	(3)	カ	エレベータ設備工事(エ)	停電や地震等の災害時に対応できる機種とは、具体的には、停電や地震時に最寄り階に着床し、かごから避難できる機能と考えると宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	132	第2	6	(2)	ウ	解体工事	「東側擁壁更新に伴い温水配管を撤去する場合は、移設ではなく、田舟の里の貯湯槽に必要な熱量を確保できる容量に更新した後に、解体撤去する。」と記載されていますが、貯湯槽の容量検討を行うために温水配管による一日あたりの供給熱量をご提示ください。	田舟の里稼働後に浴室の温度不足が確認され、応急処置として、現施設から温水も供給することとしたため計算書はありません。提供可能な資料は今後整理し、入札公告時に示します。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
131	132	第2	6	(2)	ウ	構内排水管等の解体撤去	現施設から田舟の里に熱供給される高温水配管並びに温水配管について、「工事期間中の田舟の里の運営休止期間が短くなるよう」の想定期間があればご提示ください。	想定期間はありません。可能な範囲で運営休止期間が短くなるように配慮してください。
132	134	第3	1	(2)	エ	用役等条件	「表 3-1 用役等条件」の「電力」において、「余剰電力の売電については市が電力事業者と契約を行う」とありますが、アンシラリーサービス料金の負担は貴市所掌との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	134	第3	1	(2)	ア	処理対象物及び処理対象量	運営期間の計画を適切に行うため、運営期間中各年度の計画ごみ搬入量またはごみ処理量をご提示いただけないでしょうか。	No. 17の回答をご確認ください。
134	135	第3	1	(2)	キ	環境影響評価書の遵守	「また、市が実施する事後調査及びモニタリング調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、運営事業者の責任において対策を講ずる。」とありますが、事業者の事由ではない環境影響への対策は、貴市の責任において対策を講じて頂けると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	137	第3	1	(2)	ソ	保険	運営事業者が付保する本事業の運用上必要と考える保険の種類等については、公告時に提示されると理解して宜しいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等に示します。
136	137	第3	1	(2)	ソ	保険	事業者で適切な保険を付保するため、貴市にて付保する予定の保険（建物災害共済事業等）とその付保範囲が分かる資料のご提供をお願い致します。	No. 135の回答をご確認ください。
137	140	第3	2	(4)	(I)	施設警備・防犯	「運営事業者は、夜間、休日の来場者について、必要に応じて対応を行う。」とありますが、夜間、休日の来場者とは災害発生時等の一時避難の方々という理解で宜しいでしょうか。人員配置を計画するにあたり、想定される来場人数、頻度及び来場目的をご教授下さい。	災害発生時等の一時避難者を含みますが、限定するものではありません。通常は夜間、休日の来場者を想定していないため、必要性が生じた場合に対応すると理解してください。
138	141	第3	3	(3)	ア	受付管理	「可燃性粗大ごみ破碎機がプラットホームにある場合は、その処理対象となるごみの搬入車両はプラットホームへの誘導を可とする。」とありますが、添付資料16-①及び②に記載の直接搬入車のうち、可燃性粗大ごみの搬入車（及び混載で可燃性粗大ごみが多い搬入車）の台数をご教授下さい。	現施設の直接搬入の計量種別は「可燃」か「不燃・粗大」のみであり、可燃性粗大の搬入台数は把握しておりません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
139	141	第3	3	(3)	ア	受付管理	「運営事業者は、直接搬入車両に対して、廃棄物の排出地域、性状、形状、内容について、市が定める基準を確認すること」とあります。直接搬入車両の受付管理を行う上で、事業者が記録すべき内容についてご提示ください。	市に必要な事項は廃棄物処理依頼書に搬入者が記載しますので、事業者に記録を求めるものではありません。No. 43の回答に示す依頼書の運用を変更する場合において、記録の必要性が生じる場合は、入札公告時に示します。
140	141 142	第3	3	(3)	イ	料金徴収代行	「運営事業者は本施設に直接搬入車両より、市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収する。」とありますが、本業務は構成員又は協力企業へ再委託することは可能と理解して宜しいでしょうか。	料金徴収代行は、運営事業者が従事してください。
141	141	第3	3	(3)	イ	料金徴収代行	「～市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収する。」とありますが、業務の対象車両である直接搬入車両は、一般持ち込み車両及び許可業者車両と理解して宜しいでしょうか。	料金徴収の対象は直接搬入車両です。直接搬入車両の定義は、表1-1に示すとおりです。
142	142	第3	3	(3)	イ	料金徴収代行	「運営事業者は徴収した料金を市へ引き渡す」とあります。徴収方法等について考慮するため、参考として年間の処理手数料の金額実績を過去3年分程度ご教示頂きますようお願い致します。また、「引渡し方法の詳細は、市と運営事業者で協議する」とありますが、処理手数料の引き渡しにあたっては、敷地内に常駐される貴市職員へ手渡しにて収納すると理解してよろしいでしょうか。手渡し以外に想定されている引き渡し方法がありましたら、ご提示ください。	追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。処理手数料の引渡し方法は、払込書による市の指定口座への払込みとします。
143	142	第3	3	(3)	イ	料金徴収代行	「検収方法は自動料金徴収装置とし、料金支払いは現金とする」とありますが、一般持込者の方の利便性向上を目的に、料金徴収にキャッシュレス決済の導入を提案することは可能でしょうか。可能な場合、決済手数料としてカード会社及びカードサービス代行会社に徴収料金の2～3%が自動的に引き落とされることになり、その分貴市に納入される徴収金額が減額されることとなりますが、許容いただくことは可能でしょうか。	キャッシュレス決済の導入の可否や手数料の負担等は、入札公告時に示します。
144	142	第3	3	(4)		搬入管理	「運営事業者はプラットフォーム、直接搬入受入ヤード及びその周辺において、誘導員を配置し、安全に搬入が行われるよう車両を案内、指示する。」と記載あります。直接搬入車両に対しては、運営事業者が配置する誘導員が安全に搬入が行われるよう案内、指示を行い、荷下ろし及び荷下ろしの補助に関わる実施者の考え方について、明確に記載いただきたくお願いします。	ご意見として承ります。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
145	142	第3	3	(4)	-	複合材	「直接搬入受入ヤードに搬入されたスプリングマットレスなどの複合材は、直接搬入受入ヤード作業室で解体・選別」とありますが、複合材の解体はスプリングマットレス1500枚/年のみを想定すればよろしいでしょうか。 上記以外の搬入物で解体が必要な粗大ごみがありましたら種類及び想定数量をご提示ください。	スプリングマットレス以外で、解体が必要な粗大ごみは想定していません。 なお、ポケットコイルについても個々のスプリングとその外装袋を選別する必要があります。
146	142	第3	3	(4)	(オ)	搬入管理	直接搬入受入ヤード作業室で解体・選別の対象が、「スプリングマットレスなどの複合材」とありますが、スプリングマットレス以外で想定される解体・選別対象をご教授下さい。 不燃性粗大ごみについては、解体をせず破碎処理可能なものと破碎処理困難なものに分けて一時貯留する理解で宜しいでしょうか。	スプリングマットレス以外で、解体が必要な粗大ごみは想定していません。 不燃性粗大ごみは、下記に選別を行い一時貯留してください。 ・資源化業者が引き取るもの ・破碎施設で処理するもの ・埋立施設で処理するもの
147	142	第3	3	(4)	-	搬入検査	「市が搬入検査を実施する際に、車両誘導やダンピングボックス操作等の必要な協力をする」とありますが、搬入検査の実施頻度（一月あたりの実施頻度、一回あたりの実施台数）を想定されてましたらご提示ください。	搬入検査は、現在、亀田清掃センター、新田清掃センターのいずれかで月に1度程度実施しています。 今後について、実施の有無や頻度は決まっておりませんが、現在の搬入状況から、実施する場合も現在より頻度が多くなることは想定していません。
148	143	第3	3	(5)	(イ)	分析項目及び分析頻度	悪臭の分析内容は臭気指数のみと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	143	第3	3	(5)	(イ)	分析項目及び分析頻度	主灰および飛灰処理物の重金属含有量の分析項目は、表2-14の項目と同様で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	143	第3	3	(5)	表3-4	放流水	放流水について、プラント排水と生活排水を分離排水する場合には、分析実施対象はプラント排水のみとの理解で宜しいでしょうか。	生活系が生活排水のみ流れる構造及び系統であれば、分析実施対象はプラント排水のみです。
151	143	第3	3	(5)	(イ)	分析項目及び分析頻度	放流水はプラント排水、生活排水、田舟の里排水の3系統となりますが、合流箇所の検体での分析と理解して宜しいでしょうか。	No. 150の回答をご確認ください。
152	143	第3	3	(5)	(イ)	分析項目及び分析頻度	騒音、振動の分析は不要と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	151	第3	4	(9)	ア	AED	AEDは高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されておりパッドやバッテリー、本体等の適切な管理のため、許可業者からのリースやレンタルを提案することは可能でしょうか。	提案を可とします。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目名	質問の内容	回答
154		添付資料1、2					「添付資料1 市所有の敷地の範囲」と「添付資料2 現況配置図」で北側の境界が異なりますが、添付資料1の境界点S-13、R-1～R-22、S-1が境界と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155		添付資料7				汚染土範囲	本資料に示される以外の汚染土が確認された場合、費用及び工期はご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	提示した資料より推察できない汚染土が確認された場合、費用及び工期について協議を行います。
156		添付資料13					「新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価書」が公表されるのは、いつになりますでしょうか。	令和5年度中に公表する予定です。
157		添付資料14				直接搬入ごみ量の内訳（参考）	「粗大（主に可燃）」の想定重量をご提示頂いていますが、可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみの各想定重量をご提示ください。	搬入の計量時、選別物の搬出時いずれにおいても可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの区分をしていないため、各重量について把握しておりません。
158		添付資料16-2				繁忙期のごみ搬入車両台数等	各搬入車両の登録ごみ種別もご教授下さい。	追加添付資料として希望者に配付します。希望方法については、市ホームページをご確認ください。
159		添付資料23					建設工事の機器搬入計画にあたり、敷地北側の山崎排水路に架かる西谷内橋の耐荷重条件をご教示願います。	橋梁の管理者へ確認してください。
160		添付資料25				土壌調査	P. 60より土壌汚染に関する調査計画が示されていますが、実施する予定があれば実施時期をご教示いただけないでしょうか。	添付資料25のP. 73以降に記載の後期調査は実施していません。田舟の里付近は、土壌調査を行っていないため、本工事において必要な土壌調査を行ってください。
161		添付資料27				田舟の里関連図	現亀田焼却場から田舟の里へ敷設している高温水配管の一部を流用することをご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
162		添付資料					運動公園等の解体工事時に、現亀田焼却場のインフラ及び田舟の里へ高温水供給への影響が無いか確認するために、現亀田焼却場のインフラ関係（上水、排水、電力、通信、ガス等）及び高温水供給設備の図面をご提示ください。	別紙をご確認ください。

要求水準書(案)に関する質問No.162に対する回答

上水	下記を参照してください。 ・添付資料4 P43給排水設備平面図「給水管」 ・添付資料9 ・添付資料27 P29「給水配管」
排水	現亀田焼却場からの排水は、直接北側の山崎排水路に放流しているため、運動公園内の配管はありません。
電力	現亀田焼却場の電力は、西側の特別高圧線栗ノ木線から引き込んでいるため、運動公園内の配線はありません。
通信	現亀田焼却場の電話線、インターネット回線は、北側から引き込んでいるため、運動公園内の配線はありません。
都市ガス	現亀田焼却場並びに運動公園内には、都市ガスの引込はありません。添付資料12の赤線の配管は、将来の引込予定であり、現在は未整備です。
高温水供給設備	下記を参照してください。 ・添付資料27 P27～28
温水供給設備	下記を参照してください。 ・添付資料4 P43給排水設備平面図「給湯管」 ・添付資料27 P29「温水配管」